

10. 入園申込みに関する重要事項の確認

申込書の5面に書かれてあるものと同じものです。

※以下の事項は、保育園等の入園申込みにあたり特に重要なことです。該当する事項をよく読み、ご確認のうえ、申込書5面の確認欄 □ へのチェックをお願いします。

		確認
1. お申込みの すべての方へ	・ 入園選考に必要な書類は、入園希望月の申込締切日までに必ず提出してください。 ・ 提出がない場合は、入園選考対象外となります。 ・ 締切後に提出された書類は、次回以降の選考対象となります。	☐
	・ 申込後(申込有効期限内)に申請内容に変更があった場合(在園中の兄弟姉妹の状況含む。)は、必ず「申込内容変更・取下届」および必要書類を提出してください。 ・ 提出がないまま内定・入園し、申請内容と事実と相違があった場合は、内定取消または退園になることがあります。	☐
	・ 申込時の就労状況(予定)が入園後も継続するものとして利用調整を行います。 ・ そのため、入園後、提出いただいた就労証明書の内容(就労日数・時間等)と事実と相違があった場合は、退園になる可能性があります。 ・ 変更があった場合は、入園担当へ連絡のうえ、直ちに必要の届出をしてください。 ・ 指数は、提出書類等を基に審査のうえ、決定します。	☐
	・ 保育所等入園(転園)申込書および区立保育園等延長保育申請書の有効期間は、提出月から1年後の入園選考まで有効となります。(2月・3月入園は除く) ・ 有効期間内に入園が決定した場合は、申込は取下げとなります。入園後、転園を希望する場合は再度申込みが必要となります。	☐
	・ 保育所等に内定したときは、入園月の前月末までに面接および健康診断を受けてください。 ・ 面接および健康診断を受けられない場合または面接および健康診断の結果により集団保育ができないと判断された場合は、内定取消になることがあります。	☐
	・ 申込児の状況によっては、発達に関する確認資料および集団保育が可能である旨を記入した診断書等をご提出いただく場合があります。申込児の状態によっては集団保育が困難で保育園での受け入れができない場合や、保育園の受け入れ体制が整わない場合に、入園待機となることがあります。 ・ なお、記入された事項を当該施設および事業者提供させていただきます。	☐
	・ 申込児の兄弟姉妹(転園申込み中のお子さんを含む。)に保育料等の滞納がある方は、選考上不利になることがあります。	☐
	・ 入園前に在園中の兄弟姉妹が退園した場合または同時申込み中の兄弟姉妹の内定辞退または申込み取下をした場合は、選考時点での指数と異なるため、申込児が内定取消または退園となることがあります。	☐
2. 育児休業を 取得中の方へ	・ 入園した場合は、育児休業期間又は兄弟姉妹の育児休業であるかにかかわらず、入園月中に復職してください。なお、自営業または雇用保険未加入者が取得している育児休業はみなし休業となるため、お子さんが満1歳を迎えた年度末の翌日まで、または入園月中のいずれか早いほうで復職してください(育児休業中の転園(下位選考)は除く。) ・ 復職後は、速やかに勤務先が作成する「復職証明書」を提出してください。 ・ 「復職」とは、育児休業を取得している在職中の職場に復職して就労を開始することをいいます。 ・ 復職の確認がとれなかった場合は、退園になります。 ・ また、育児休業終了時に勤務先を退職(転職含む。)した場合は、内定取消または退園となる場合がありますので、必ず事前に入園担当にご相談ください。	☐
	・ 申込書第3面の育児休業に対する意思で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックされた方は、選考順位が下位となります。	☐
	・ 育児休業給付金に関する手続き等については、必ず勤務先やハローワークに確認してください。(世田谷区では、2月および3月入園選考を行っておりません。)	☐
3. 勤務先に育児時間・育児短時間勤務制度等がある方へ	・ 育児時間・育児短時間勤務制度等取得予定の方(既に取得中の方を含む。)は、週の勤務日数が減少する場合、短縮後の日数により選考します。	☐
4. 認可外保育施設や一時保育等に預けている方へ	・ 不定期利用かつ受託証明書に記載された利用実績が3か月に満たない場合は、区で実績を確認します。 申込有効期間内に、利用状況の確認のため受託証明書の再提出を依頼します。受託証明書の再提出がない場合は、加算対象外となります。	☐
	・ 申込有効期間内で、受託をやめたり契約内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。	☐
5. 転園を希望する方へ	・ 転園の申込みをし、新しい保育所等に内定した場合は、在籍園に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在園することが可能です。	☐
6. 税情報等の提供にあたっての同意	・ 世田谷区が保育料等を算定するに当たって、住民登録の状況、住民税課税状況等について公簿で確認することおよびそれらの情報に基づき決定した保育料等について、特定教育・保育施設等に対して通知することに同意します。	☐

※この申込書に記載された内容は、保育施設の入所に関する統計資料等に使用場合があります。

上記1～5について確認し、6について同意しました。

申込児氏名：

申込児生年月日：20 年 月 日生

※兄弟姉妹で申込み場合は、兄弟姉妹のうち1人分を申込児氏名欄に記入してください。

署名日：20 年 月 日

保護者署名：

※必ず自筆で記入してください。